

I 計画の位置づけ

逗子市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、逗子市防災会議が定める計画であり、本計画は、市内の風水害等の災害に対する基本的な対応策を定めるもので、本市の各部局及び防災関係機関等が各種の防災活動を行うに当たっての指針となるものです。

II 総合計画との関係

本計画は、災害対策基本法、水防法及び土砂災害防止法等の関係法令、国及び県の防災関係計画等に基づくものであり、本計画に係る本市所管の施策または事業等については、逗子市総合計画に位置付けます。

III 計画の修正

地域防災計画は、恒久的な基本計画であり、毎年度検討を加え、必要があるときはこれを修正することとなっています。

今回は、平成25年度に修正した「逗子市地域防災計画 風水害等対策計画編」から法令等の改正、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画の内容を反映して修正を行います。

また、本市が独自に実施している防災予防対策についての追加記述や令和元年の台風など、近年の風水害対策の教訓を踏まえた「避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当） 令和3年5月）」の内容を踏まえて修正しました。

IV 修正のポイント

■ 令和3年5月の災害対策基本法改正

令和3年5月に改正された災害対策基本法の改正内容を反映しました。

（主な修正内容）

- 避難勧告と避難指示の一本化【P79 第3部第5章】
- 個別避難計画の作成努力義務化【P45 第2部第3章第3節】

■ 前回修正以降の国の防災基本計画の修正内容について、計画に反映

平成25年度の前回修正以降の国の防災基本計画の修正内容について計画に反映しました。

【各章】

■ 平成29年6月の水防法等改正

平成29年5月に改正された水防法等の改正内容を反映しました。

(主な修正内容)

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務 【P45 第2部第3章第3節】
【P47 第2部第3章第6節】

■ 避難情報に関するガイドラインの改訂

令和3年5月に改定された「避難情報に関するガイドライン」内容について、計画に反映しました。

(主な修正内容)

- 避難情報と居住者がとるべき行動 【P39 第2部第3章第1節】

■ 市の災害応急対策

- 市職員の出動体制と発令基準の変更 【P67 第3部第3章第1節】
- 災害情報の発令基準の変更 【P80 第3部第5章第2節】

■ 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、県は令和2年6月に「避難所マニュアル策定指針」を修正し、また合わせて「避難所運営ガイドライン」を策定しました。この内容について計画に反映しました。

【P43 第2部第3章第1節】

【P54 第2部第6章第2節】 他

■ その他

- ・ 災害種別対策計画に「雪害対策」を新規に策定しました。
- ・ 本市の機構改革に伴い、課かい名を修正しました。
- ・ 全般にわたり重複等を修正し簡潔な表現に修文しました。

【主な修正箇所一覧表】

別紙による。

主な修正箇所一覧表

※ 修正がない場合や軽微な修正を行った章・節については、記載を割愛

| 編章節 | 章名・節名 | 修正概要 |
|------------------------------------|------------------------------|--|
| 第1部 総則 | | |
| 第2章 本市の概況 | | |
| | 第2節 社会的条件 | ・時点修正 |
| 第3章 被害の想定 | | |
| | 第1節 風水害による被害の想定 | ・時点修正 ・近年の災害履歴（R1年台風15号・19号）及び浸水想定 ^{の追記} |
| | 第2節 都市災害の被害の想定 | ・想定災害に雪害を追加 |
| 第4章 市民及び事業者の役割—計画の推進主体とその役割 | | |
| | 第1節—市民の役割 | 削除（第3節に移動） |
| | 第2節—事業者の役割 | 削除（第3節に移動） |
| | 第3節—災害ボランティアの役割 | 削除（第3節に移動） |
| | 第1節 計画の進め方（新設） | ・防災力の向上に向けた取組、市民運動の展開、男女共同参画等の推進について記載 |
| | 第2節 防災関係機関の実施責任 （新設） | ・災害応急活動推進にあたり、県、市、関係機関の果たすべき責任について記載 |
| | 第3節 市民等の役割（新設） | ・特に「自助」「共助」の重要性と災害教訓の伝承について追記 ・事業所は屋外移動が危険な状況であるときのテレワーク、時差出勤、計画的休業などの措置を講ずるよう努めることを記載 |
| | 第4節 本市が行うべき業務の大綱 | ・災害教訓の伝承に関する啓発を追記 |
| | 第5節 防災関係機関等の業務の大綱 | ・県、指定地方行政機関の追加 ・指定公共機関業務の修正 |
| 第5章 本市及び防災関係機関等の業務大綱— | | |
| | 第1節—本市が行うべき業務の大綱 | 削除（第4章に統合） |
| | 第2節—防災関係機関等の業務の大綱 | 削除（第4章第5節に移動） |
| 第2部 災害予防計画 | | |
| 第1章 災害に強いまちづくりの推進 | | |
| | 第1節 まちづくりの計画的な推進 | ・立地適正化計画の策定によりハード・ソフト両面からの防災対策指針の位置付について追記 |
| | 第3節 内水はん濫の予防 | ・順次、マンホール蓋の浮上防止及び長寿命化対策工事の実施を追記 ・処理場及び中継ポンプ場における揚水能力の強化の可能性について検討を行う事を追記 ・水防法の改正（令和3年7月）等を受け、令和7年度までに内水浸水想定区域図の作成を進めることを追記 |
| | 第4節 高潮の予防 | ・県が令和3年5月に指定した相模灘沿岸における高潮浸水想定区域及び高潮特別警戒水位に基づき避難対策の促進を追記 |
| | 第5節 土砂災害の防止 | ・急傾斜地崩落危険区域の時点修正 ・土砂災害（特別）警戒区域等の修正 |
| 第2章 防災力強化の取組み | | |
| | 第10節 災害廃棄物等の処理対策 | ・逗子市災害廃棄物等処理計画（令和3年3月）に基づく応急体制の確保について修正 |

| 編章節 | 章名・節名 | 修正概要 |
|------------|---------------------------|--|
| 第3章 | 避難体制の整備 | |
| | 第1節 風水害時の避難 | <ul style="list-style-type: none"> ・早期避難所について追記 ・自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことについて追記 ・「避難情報に関するガイドライン」の改正内容を反映し、避難情報等と居住者等がとるべき行動について修正 ・指定緊急避難場所・指定避難所の確保について追記 ・災害対策基本法の改正に伴う個別避難計画の作成努力義務化に関する事項について追記 ・水防法改正に伴い、社会福祉施設等の管理者の避難確保計画作成義務について記載 ・罹災証明の交付に必要な実施体制の整備について追加 ・感染症対策について追記（新型コロナウイルス感染症含む） |
| | 第3節 災害時要配慮者に対する対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画作成に関する事項について記載 ・要配慮者利用施設の所有者等における避難確保計画の作成や訓練の実施について記載（災害対策基本法改正の反映） |
| | 第4節 風水害時避難所 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の区分変更（指定緊急避難場所）により削除 |
| | 第5節 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定について修正 |
| | 第6節 要援護者施設における避難対策等 | <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設の管理者は、利用者の避難のための計画作成及び訓練の実施することについて追記 ・「要援護者施設」を「要配慮者利用施設」に変更し、その施設の範囲を追記 |
| 第5章 | 防災体制の強化 | |
| | 第1節 初動体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・削除した第2部第5章第2節の中の「業務継続計画の確保」を移動し追記 |
| | 第2節 防災に関する組織体制 | 削除（第3部第3章 職員配備計画に統合） |
| 第6章 | 災害に強い人づくりの推進 | |
| | 第1節 防災知識の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・「自らの命は自ら守る」という意識の徹底等社会全体としての防災意識の向上について追記 ・防災週間や防災関連行事等を通じて、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知すること等について追記（防災基本計画の反映） |
| | 第2節 防災訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルス等、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的な実施について修正 ・避難行動要支援者にも参加してもらうなど災害を想定した実践的な訓練の実施に関する記載に修正 |
| 第7章 | 災害に強い地域づくりの推進 | |
| | 第1節 自主防災組織の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の変更（災害対策基本法の改正の反映） |
| | 第3節 災害時要配慮者対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・自助と自主防災組織等による共助が確実に行われることの重要性について修正 ・避難行動要支援者の区分、本市等の役割、要配慮者施設等における安全確保については第2部第3章第3節に統合 |

| 編章節 | 章名・節名 | 修正概要 |
|------|-----------------------|--|
| 第3部 | 災害応急対策計画 | |
| 第2章 | 災害対応組織の設置 | |
| | 第2節 災害対策本部の組織及び運営 | ・災害対策本部組織及び事務分掌の変更 |
| 第3章 | 職員配備計画 | |
| | 第1節 職員配備計画 | ・災害対応組織の種類の変更 ・出動体制の種類と発令基準の変更 |
| | 第2節 防災関係機関相互の連携強化 | ・防災及び危機管理に関する協議会等への参画による連携強化について記載 |
| 第4章 | 情報の収集と伝達 | |
| | 第3節 気象警報等の受伝達 | ・横浜地方気象台が発表する気象情報・注意報の伝達系統について修正 ・警報等の発表基準について修正 ・令和3年6月より運用が開始された顕著な大雨に関する情報について追記 ・噴火警報等の種類と発表基準を第5部第1章火山灰対策に移動 |
| 第5章 | 避難対策計画 | |
| | 第1節 避難対策に係る基本方針 | ・避難勧告と避難指示の一本化等について反映（災害対策基本法改正の反映） ・早期避難所の開設について追記 |
| | 第2節 避難情報の発令 | ・発令基準の変更（内閣府「避難行動ガイドライン」の反映） |
| | 第8節 災害時要配慮者への配慮 | ・市の役割としてメンタルケアの実施に努めることについて追記 ・市及び施設管理者は、安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織等と協力して実施することを追記 |
| 第8章 | 土砂災害対策計画 | |
| | 第1節 警戒期における対策 | ・前兆現象の早期把握に「市民通報メールにより情報提供があった箇所」を追記 ・市が指定する避難所等に避難せず、自ら避難先を確保して避難する人に対する情報伝達について記載 |
| 第9章 | 被災者救護対策計画 | |
| | 第4節 生活関連物資供給対策 | ・所在が確認できる広域避難者等に対する物資の供給について追記 |
| | 第6節 飲料水の供給 | ・県企業庁との定期的な訓練の実施について追記 |
| | 第9節 保険・衛生の管理 | ・被災者のこころのケアを行うために、かながわDPAT等の協力を得て、必要な措置を講じることについて追記 |
| | 第10節 防疫対策 | ・感染症の発生に対する処置に、予防接種法（令和2年法律第75号による改正）の規定を追加 |
| 第10章 | 社会機能確保対策計画 | |
| | 第1節 災害廃棄物等の処理対策 | ・逗子市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）の内容を反映 |
| 第11章 | 警備・救助対策計画 | |
| | 第1節 陸上における警備・救助対策（新設） | ・第1節 警備及び交通規制等に係る基本方針と第2節 県警察の応急対策を集約 |
| | 第2節 県警察の応急対策 | ・削除（上記、第1節に統合） |
| | 第2節 海上における警備・救助対策 | ・第3部第12章から記載場所を変更 |

| 編章節 | 章名・節名 | 修正概要 |
|-------------------------|---------------------------|---|
| 第12章 | 海上災害対策計画 | 削除（第3部第11章第2節に移動） |
| 第12章 | ライフライン施設対策計画 | |
| | 第4節 都市ガス施設の応急対策 | ・市の役割に復旧拠点場所の確保について追記 |
| | 第5節 電話（通信） 施設の応急対策 | ・災害用公衆電話（特設公衆電話）の設置を追記 |
| 第4部 | 復旧・復興計画 | |
| 第1章 | 復興体制整備 | |
| | 頭書 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の実施にあたり女性の参画の促進に努めるとともに、災害時要援護者の参画の促進に努めることについて追記 ・暴力団排除活動の徹底に努めることについて記載 |
| | 第2節 人的資源の確保 | ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に伴う応援職員派遣時に考慮すべき事項等について追記（防災基本計画の反映） |
| 第5部 | 災害種別対策計画 | ・章の記載順序を県計画に合わせて変更 |
| 第1章 | 火山灰対策 | |
| | 第2節 災害応急対策 | ・噴火警報等の種類と発表基準及び噴火警戒レベルを記載 |
| 第2章 | 雪害対策 | |
| | | ・新規に策定 |
| 第7章 | 放射性物質等災害対策 | |
| | 第2節 災害応急対策 | ・県警察の応急対策実施事項の修正（県計画との整合） |
| 第9章 | 大規模な火事災害対策 | |
| | 第1節 災害予防 | ・時点修正 |
| 逗子市地域防災計画（風水害等対策計画編）用語集 | | |
| | | ・時点修正 |